

恵那市監査公示第5号

令和元年財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

令和元年11月20日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 中嶋 元則

記

1. 監査の対象

(1) 財政援助団体補助事業

① 恵那市環境対策協議会補助金 (担当課：環境課)

補助対象事業：住民・企業・行政3者で環境保全の啓発に努める事業

② 資源集団回収補助金 (担当課：環境課)

補助対象事業：定期的に資源回収を実施する市内登録団体への奨励金交付

(2) 指定管理

① ふれあいエコプラザ

指定管理者：特定非営利活動法人 市民エコ会議 (担当課：環境課)

2. 監査の実施日時

令和元年11月13日 (水曜日) 午後1時～3時

3. 監査の場所 恵那市役所3階 監査委員事務局

4. 監査の方法

企画課長に出席を求め、「平成30年度恵那市行財政改革行動計画の達成状況」「平成30年度指定管理施設の係るモニタリング結果」について説明を受けた。

財務課長に出席を求め、「公共施設使用料の見直し」及び「公有地の貸与状況」について説明を受けた。

法第199条第7項に規定する団体に係る事業のうちから、監査委員の合議によ

り上記3事業を選定し、事前に担当課より資料の提出を求めた上、当日は諸帳簿を照合するとともに、担当課出席者から説明を聴取する方法で実施した。なお、法第199条第7項に基づく団体に対する監査は実施していない。

5. 監査の結果

対象とした事業については概ね適正に執行されているものと認められたが、次の点について改善を検討することが望ましい。

① 市有地の貸与状況について（財務課）

- ・無償貸与は収益を伴わないものである。恵那自動車車検場は、車検回数、収入の有無など、契約内容と実態に齟齬がないか確認し、必要な指導を行うこと

② 資源集団回収補助金事務（環境課）

- ・支出負担行為決議書及び支出命令書の添付書類の受付印の押し直しが散見される。それぞれの起票日と添付書類の日付と受付日の整合性を確認した上で決裁を行うこと
- ・民間回収場の増加や少子化の影響で申請が減っているが、大切な事業なので、地域の状況に見合った、より効果的、合理的な実施方法を検討すること

③ 指定管理者指定団体 ふれあいエコプラザの市民エコ会議（環境課）

- ・指定管理料725万円の積算根拠を示す書類が年度協定書に添付されていないので添付して締結すること
- ・指定管理料を精査するとともに、市民還元積立金の目的と今後の計画の詳細を示すこと